

日本スペイン法研究会報告  
「スペイン法の近況」

2010年5月15日  
南山大学 黒田清彦

1. サパテロ政権下の立法動向
2. 企業法の動向

1. サパテロ政権下の立法動向

2004年3月11日のテロ<sup>1</sup>の3日後に行われた総選挙の結果、PSOE（スペイン社会主義労働者党）政権が発足。当然のことながら、PSOEは従来の保守党（PP：国民党）政権が手を付けなかった立法に次々と着手。新立法や改正立法は数多くあるが、PSOE政権下の変革として特別の注目を浴びる立法動向は、以下の通り。

- ・2005年7月 民法改正
- ・2006年7月 歴史記憶年宣言法
- ・2007年3月 男女平等法
- ・2007年12月 歴史記憶法
- ・2009年7月 刑法改正案（閣議決定）
- ・2010年2月 妊娠中絶法

#### 民法改正

2005年の民法改正は、①離婚につき一定の別居期間があることを前提に裁判上の離婚が認められていた従来の制度<sup>2</sup>を、婚姻締結後3ヶ月を経過すれば裁判上の離婚を容認したこと、および②異性間の婚姻と同様の同性婚<sup>3</sup>を認めたことが主要な特徴。後者については、最初の1年間で4,500カップルが誕生した。

#### 男女平等法

2007年の男女平等法も大きな論議を呼んだ。職種によって一概に平等を貫くことができないことは想定されてはいるものの、男女比率の不平等とされない限度を4対6ないし6対4と設定（附則1）。現実にサパテロ政府自体、首相を含む18名の閣僚の半数が女性<sup>4</sup>、特に公的機関では真剣に取り組んでいるようである（例：公立大学の教員は女性の方が多い）。他方、2008年から上場会社に遵守が義務付けられている「適正ガバナンス統一コード」（証券取引委員会主導の自主規制）では女性取締役の選任を勧告している<sup>5</sup>。男女平等法を念頭

<sup>1</sup> 11-M事件。Fallecieron 191 personas y 1.858 resultaron heridas.

<sup>2</sup> 別紙参照。

<sup>3</sup> 施行後の問題：相手が同性婚を認めない国の人間である場合、あるいは認めない国の人間同士の場合（合法的在留者なら）→司法省OK。

<sup>4</sup> ベルルスコーニ首相「スペイン政府はピンクすぎる」。

<sup>5</sup> 勧告第15 男女混在（Diversidad de género）

に置いたものであることは明らかである。同法第 75 条は、この点につき、次のように定める。すなわち、「簡略式でない損益計算書を提出すべき義務を負う会社<sup>6</sup>は、本法施行より 8 年の期間内に、均衡のとれた男女混在に達するまで一定数の女性を取締役に含めるよう努力しなければならない」。

#### 歴史記憶宣言法および歴史記憶法

2006 年は、スペイン第二共和制が成立した 1931 年から数えて 75 年、共和国政府軍対反乱軍の内戦勃発から数えて 70 年という節目に当たる年であった。そのため、同年 7 月 7 日の法律第 24 号によって、この年は「歴史記憶の年」(Año de la Memoria Histórica) とされ、内戦およびその後のフランコ独裁体制の犠牲者となった人々を追悼するための方策が規定された。具体的には、2004 年 9 月に閣内に設けられた犠牲者調査委員会が衆議院憲法委員会に対して報告書を提出すること、デザインなどの一般公募も念頭に置いた記念の切手や標章を作成すること、第二共和制、フランコ独裁および自由のための闘いに関する教育書籍・ビデオの出版や図書館所蔵を文化省や自治州に命ずることなどを内容とするもの。これが犠牲者調査委員会の設置とともに世界的に反響を呼んだ歴史記憶法の前提となった。歴史記憶法 (Ley de la Memoria Histórica) の正式名称は、「内戦および独裁の間に迫害または侵害を受けた者の権利を承認して拡大し救済手段を設けるための法律」(Ley por la que se reconocen y amplían derechos y se establecen medidas en favor de quienes padecieron persecución o violencia durante la Guerra Civil y la Dictadura) で、この正式名称からも窺えるように、1936 年 (7 月 17 日、北アフリカのメリーリャで軍事蜂起、翌 18 日フランコ将軍がカナリア諸島守備隊に蜂起指令) から 1939 年 (4 月 1 日フランコによる終結宣言) にかけて共和国政府軍と反乱軍との間で戦われた内戦およびフランコ独裁体制 (内戦勃発から数えて約 40 年間) における犠牲者の復権を目的とするものである。もちろん、戦傷者や遺族に対する補償・救済が従来なおざりにされていたわけではなく、民主化 (1975 年 11 月 20 日フランコ死亡) 以降、個々の法令によってそれなりの手当はなされてきたが、本法は、いわば補償・復権の拡大集大成であり、目新しい施策としては、スペイン各地で射殺され墓標もなく埋められたままの犠牲者の所在を捜索し身元を確認するための公的バックアップ、国外追放や亡命によって国籍を失ったり放棄せざるを得なかった者やその

---

女性取締役の員数が僅少または不存在のときは、取締役会は、その理由およびかかる状況を矯正する方策を説明すること。特に指名委員会は、新たな空席が生じた際に以下のことを監視すること。

- a) 選出手続きが女性取締役の選出を妨げる暗黙の方針 (sesgos implícitos) を有しないこと。
- b) 求められる専門職としての適性 (perfil profesional) を備えた女性を会社が然るべく探し、有力候補に含めること。

<sup>6</sup> LSA176 条：引き続き 2 年度①資産総額 1,140 万€超、②純売上 2,208 万€超、③平均従業員 250 名超、のうち 2 要件を満たす会社。なお、同 175 条 (簡略 BS)：①285 万€、②570 万€、③50 名。

<sup>7</sup> 拙稿「スペイン『歴史の記憶に関する法律』」(南山法学 32 卷 1 号 151 頁以下) 参照。

子・孫に、さらには内戦における国際旅団の義勇兵にも、スペイン国籍取得の途を開いたことである。

#### 刑法改正案（閣議決定）

昨年7月に閣議決定された刑法改正案は、主としてテロ犯罪（支援者に対する罰則追加も含め）・13歳未満に対する性犯罪・違法工事や違法投棄<sup>8</sup>の厳罰化を内容とする。テロ問題と言え、かつてはフランコ時代からテロ活動を行ってきたETA<sup>9</sup>——1959年（一説には1961年）に誕生したバスク民族主義運動の中核組織——と同義語であったが、近年は冒頭に触れた11-M事件<sup>10</sup>に象徴されるように、イスラム過激派の動きも警戒を要する。日本でも去る4月27日、重大犯罪につき公訴時効を廃または延長する法改正が成立したが、この改正案では従来のジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪に加えて殺人テロも時効なしとされている。

#### 妊娠中絶法

昨年末に衆議院で可決された妊娠中絶法（Ley Orgánica de Salud Sexual y Productiva y de la Interrupción Voluntaria del Embarazo）は、受胎14週目までであれば親の同意または許可がなくても16歳以上であれば未成年者（18歳未満）でも専門医への中絶依頼が可能とするものである。女性の権利・自由の主張が衆議院を制した形。2月25日参議院通過。伝統的にカトリック信者の多いスペインでは、反対論も根強く残っている。

## 2. 企業法の動向

近時の企業法分野は、我が国の商法改正の経緯を一例として、世界的にめまぐるしく変わってきている。スペインでは、特にEC（現EU、以下同様）加盟<sup>11</sup>後の企業立法は特に顕著で、証券取引所に関する商法第I編第5章第1節および第6章第2節は削除されて証券市場法<sup>12</sup>が成立した1988年には、EC第8指令に基づいて会計監査法<sup>13</sup>が成立した。さらに、翌1989年7月25日法律第19号「会社についての商事立法の一部改正およびEEC指令への適合に関する法律」<sup>14</sup>は、EC加盟の影響を受けた例の最たるものである。これに基づいて、商法・株式会社法・有限会社法・商業登記規則などが大きく改正された。

2003年には、コーポレート・ガバナンスの観点から、株式会社法および証券市場法が改

<sup>8</sup> 3倍補償。Cf. Servicio de Protección de la Naturaleza (SEPRONA) de la Guardia Civilによる自然保護・環境保全の監視。

<sup>9</sup> Euskadi Ta Askatasuna。2009年には3名の警官殉職。

<sup>10</sup> 最初はETAの仕業とされていたが、後にイスラム過激派の犯行と分かって、事件の対処を誤ったPP政権がPSOEに取って代わられる原因ともなった。

<sup>11</sup> 1985年6月12日加盟条約調印、1986年1月1日発効（正式に加盟国となる）。

<sup>12</sup> Ley 24/1988, de 28 de julio, del Mercadode Valores.

<sup>13</sup> Ley19/1988, de 12 de julio, de Auditoría de Cuentas.

<sup>14</sup> Ley 19/1989, de 25 de julio, de Reforma parcial y adaptación de la legislación mercantil a las Directivas de la Comunidad Económica Europea (CEE) en materia de sociedades.

正された。EU がらみの改正として最近の例では、ヨーロッパ株式会社に関する規定が株式会社法に追加された（2005年11月）こと、計算関係の規定がEU基準に合わせて商法に追加された（2007年7月商法改正）こと、上記証券市場法が改正された（2007年12月）ことや会社の組織再編に関する立法がEU諸指令に基づいて立法された（2009年4月）ことが挙げられる。